

庁達第4号

庁 中 一 般  
各 事 業 所

堺市庁用自動車の管理及び運行に関する規程（昭和51年庁達第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月29日

堺市長 永 藤 英 機

第2条に次の1号を加える。

(6) 公用車管理システム 自動車の使用申込み、承認、使用状況、運行の履歴等を総合的に管理する電子情報処理組織で、財産活用課が所管するものをいう。

第13条第1項を削り、同条第2項中「カードを財産活用課長に提示し、その」を「公用車管理システムにより申込みを行い、財産活用課長の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項から第5項までを削る。

第14条中「運行日誌・日常点検表（様式第5号（甲））により、」を「公用車管理システムにより、次に掲げる事項を」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 出発及び帰庁の日時
- (2) 運転者の氏名
- (3) 乗車人数
- (4) 行き先及び目的
- (5) 出発時及び帰庁時の走行距離計の数値
- (6) その他財産活用課長が必要と認める事項

第16条第2項中「運行日誌・日常点検表（様式第5号（乙））により、」を「公用車管理システムにより、第14条各号（第3号を除く。）に掲げる事項を」に改める。

第18条第2項中「様式第6号」を「様式第2号」に改める。

様式第2号から様式第5号（乙）までを削る。

様式第6号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この庁達は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この庁達の施行の際、この庁達による改正前の堺市庁用自動車の管理及び運行に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この庁達による改正後の堺市庁用自動車の管理及び運行に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第2号（第18条関係）

車 両 事 故 報 告 書

年 月 日

財産活用課長・労務課長（教育委員会事務局総務課長）様

安全運転管理者 氏名

所属長 氏名

事故発生日時		年 月 日 午 前後	時 分	曜日	天候
事故発生場所					
		本 市 側 (乙)	相 手 側 (甲)		
車 両 番 号		号	号		
車 名					
車 種					
事故当事者	住 所				
	所属・連絡先	電話番号 ( )	電話番号		
	職 氏 名	( 歳)	( 歳)		
損害の程度	人 損				
	物 損				
事故現場立会人		主管課 (職氏名)			
事故発生時の本市運転者の業務					
備 考		同乗者 (有・無)			

※ この報告書は、事故発生後速やかに2部作成し、1部を労務課又は教育委員会事務局総務課に、1部を財産活用課に提出すること。

事故の概況


現場見取図

路線名 \_\_\_\_\_ 交差点名 \_\_\_\_\_

北



本市車両



相手の車両



進行方向



信号



一時停止



人間



自転車



オートバイ

